

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	1	1	2
付 録	1	0	1
	(30手)		

発送日

発 信      タイプ      夜 空

文書課長

公 信 案

(分類)

公 信 番 号	第	号	公 信 口 付	昭 和	年	月	日
<del>本</del> 政務次官 事務次官 外務審議官 <del>課</del> 長			主 管 アジア局長  金沢参事官 小林参事官  主 任 北東アジア課長	起案	昭和44年	2月	22日
				電 話 番 号 403			
受信者				発 信 者			
在韓 金山大使				愛知外務大臣			
送付先				(希望発送日)			
				月 日			
件 名							
在ソウル 旧南教院の日本人遺骨引取り について							

GA-2

外務省

回覧番号

在ソウル旧南教院の日本人遺骨の取りこぼし

1. 今般、淨土宗 総本山 知恩院/より、在ソウルの旧南教院(淨土宗)に保管されている日本人遺骨約百数十体が、現在韓国側僧侶の好意により華湊寺に安置されており知恩院には、この遺骨を日本に持ち帰り同院に奉安すべきことを、目下韓国側関係者と協議に交渉中の由にて、当局はソウル外ルートで韓国政府の

↓承取付け方申請にきた。

(本件聖隷筆法別添遺骨送還許可申請書及び聖隷證明書に添付した。) )

2. 本件はさきに韓国政府が一般遺骨問題と切落して特別のケースとして日本側に引渡しの認められた旧西本願寺(在ソウル)の遺骨と類似のケースであるので、本件遺骨を引取り得る可能性が考えられる。

よって、遺骨問題については、従来の聖隷もあり、本件の切落しに処理するより韓国側と議得することは、容易でないと思われすが旧西本願寺のケースにかんがみ、知果院に対し、韓国側当事者と送還の具体案につき

1950.10.10  
1950.10.10  
1950.10.10

協議し、成案を呈した後、知事院判韓  
 國政府に対し、引渡し許可申請を行うよう  
 指針にわたるので、右御了解の上、適宜  
 処置に依り書館より外務部に対し、実  
 情説明書を行なう事により、本件実態に  
 つき側面利援助することとされておる。

3. なお、知事院判決、4~5名の借借  
 派遣、謝意表明、土産品、遺骨、寄附  
 保管費など、簡單な慰霊祭案、諸君  
 書といふ約50万円、予算で本件を實  
 施すに早急の趣。